

岩手県告示第631号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成29年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸泊里漁港海岸泊里地区海岸
- 2 指定区域

次の基点1から基点30までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点30と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯38度59分27秒10649、東経141度43分38秒51818
- 基点2 北緯38度59分28秒00157、東経141度43分37秒04129
- 基点3 北緯38度59分28秒21741、東経141度43分37秒26135
- 基点4 北緯38度59分28秒41935、東経141度43分37秒68089
- 基点5 北緯38度59分28秒46169、東経141度43分37秒76130
- 基点6 北緯38度59分28秒57285、東経141度43分37秒79186
- 基点7 北緯38度59分28秒65102、東経141度43分37秒71055
- 基点8 北緯38度59分28秒80114、東経141度43分37秒42853
- 基点9 北緯38度59分28秒85932、東経141度43分37秒31823
- 基点10 北緯38度59分29秒87573、東経141度43分36秒73446
- 基点11 北緯38度59分31秒01117、東経141度43分39秒98052
- 基点12 北緯38度59分30秒98559、東経141度43分40秒63889
- 基点13 北緯38度59分30秒82951、東経141度43分42秒19991
- 基点14 北緯38度59分30秒52505、東経141度43分43秒55087
- 基点15 北緯38度59分29秒45661、東経141度43分45秒44359
- 基点16 北緯38度59分28秒54825、東経141度43分45秒14773
- 基点17 北緯38度59分28秒06116、東経141度43分45秒37637
- 基点18 北緯38度59分28秒08068、東経141度43分45秒44466
- 基点19 北緯38度59分27秒38589、東経141度43分45秒77744
- 基点20 北緯38度59分27秒28604、東経141度43分45秒98208
- 基点21 北緯38度59分26秒22282、東経141度43分46秒45336
- 基点22 北緯38度59分26秒24163、東経141度43分46秒52193
- 基点23 北緯38度59分25秒82970、東経141度43分46秒83540
- 基点24 北緯38度59分25秒46622、東経141度43分47秒09984
- 基点25 北緯38度59分25秒16573、東経141度43分47秒17805
- 基点26 北緯38度59分24秒95019、東経141度43分47秒24603
- 基点27 北緯38度59分24秒78712、東経141度43分46秒62988
- 基点28 北緯38度59分24秒77663、東経141度43分46秒31822
- 基点29 北緯38度59分25秒18144、東経141度43分45秒64810
- 基点30 北緯38度59分27秒69716、東経141度43分42秒40753

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センターに備えておいて縦覧に供する

。